

国立大学管理法案要綱第二草案における主な修正点

一 国立大学の自治を尊重し、国立大学の行政に民意を反映せしめるといふこの法律の立法趣旨を第一條に明確に規定したこと。

二 国立大学審議会について

(1) 国立大学審議会の委員の任期を三年としたことは前案と変りはないが、学識経験者などの任命について国会の同意を要する委員十人については、最初の委員の任期を三人は一年、三人は二年として交代制をとることとしたこと。

(2) 国立大学審議会の会長、副会長の任期を一年と改め、再任を妨げないこととしたこと。

(3) 国立大学審議会の委員をその意に及して免職し又は懲戒処分として免職しようとするときは、文部大臣は、国立大学審議会の意見を聞く必要はないこととしたこと。

(4) 国立大学審議会の委員は報酬を受けないこととしたこと。

三 参議会について

(1) 前案では「商議会」とあったのを「参議会」と改めたこと。

(2) 参議会は三十人以内の参議員で組織することにして参議員の最低限の員数は規定

しないことにしたこと。

(3) 参議会の会長は、前案では参議員の互選によつて定めらることになつていたが、これを学長をもつて充てることに改めること。

四 評議会について

(1) 評議会の構成については、学長、学部長、各学部の教授二人と必要の構成員としたことは前案と変りはないが、大学の事情により、評議会の定数の規則に基づいて附置研究所の長、その所属の教授、図書館長、附属病院院長その他これに準ずる職員も評議員とすること加へることとして範囲を拡大したこと。

(2) 学生の懲戒については教授会の議を経て評議会が審議決定することとしたこと。

五 教授会について

(1) 学部の教授会については、前案と変りはない。

(2) 「附置研究所の所員会議」とあったのを「附置研究所の教授会」と改めたこと。

六 学長について

(1) 前案では、文部大臣が学長を任命するについて国立大学審議会の承認を経ることを要することになつていたがこれを削除したこと。

(2) 学長が大学の教育研究の統轄者であり、大学運営の最高責任者であることを明確に規定した。

七、学部長に付いて

前条にはなかつた学部長の任期、職務を新に規定したこと。

(1) 学部長の任期は、三年以内において当該学部教授会の定めるところによること。

(2) 学部長は、当該学部の教育研究を統轄し、教授会の定めたる方針に基いて、学部運営の責に任ずること。

八、その他

(1) 学長、学部長、教員の人事に関する事項は、すべて教育公務員特例法に基いて規定することとして、国立大学管理法の評議会、教授会の権限からは旨いこと。

(2) 学部長は、学生団体、学生活動その他学生生活に関し教授、助教授、専任講師の代表と学生の代表との意思の疏通を図り、学生生活の向上に資するため適當な方法を講ずることとせしめ、規定如前条にはあつたが、これは教育上の問題として処置すべきことであり、国立大学管理法に規定すべきことではないのと削除した。

大學管理法案公聴會実施計劃

一 概 旨

大學管理法案起草協議會の試案を公表して大學關係者その他一般に大學行政に関心を有する者の意見を聞き法案作成にあやまりなきを期する。

二 実施要領

日時場所及び主催者側出席者

十一月八日（水） 東京大学 委員全員、文部省係官

十一月十二日（日） 大阪大学 委員若干人 文部省係官

十一月十五日（水） 九州大学 委員若干人 文部省係官

三 公聴會参加者

公聴會参加者は出席委員及び文部省係官の外、左の通りとする。

(一) 意見の發表をする者

(二) 大學關係の参加者（學生を含む） 十五人以内

(三) 一般参加者 十五人以内

(四) 傍聴者 四百人以内（會場の都合によつては四百人以内以下とする）

四 公聴會の運営

(一) 公聴會は、一會場一日とする。

(二) 公聴會は、協議會が主催し、委員長が議長となつて開催する。

(三) 意見を發表しようとする者は、十月卅一日（大阪大学及び九州大学の会場参加者は十一月六日まで）までに住所、氏名、職業、参加会場及びできれば草案に対する意見の要旨を記入して文部省大學學術局大學課付大學管理法案起草協議會宛申出る。

(四) 大學管理法案起草協議會は、前項の申出者の中より各方面の意見がでるだけ發表できるように、意見發表予定者を選定し、本人に通知する。また、草案その他關係資料を送付する。

(五) 意見發表の時間は、原則として一人十分以内とする。

(六) 傍聴者は、特に議長が許可した場合の外は發言出來ない。

(七) その他

協議會は草案作成次第新聞に發表し、又は、文部省に備付けて一般の公開に供する外、各国立大學にも送付して各大學においても希望者には公開に供することとする。